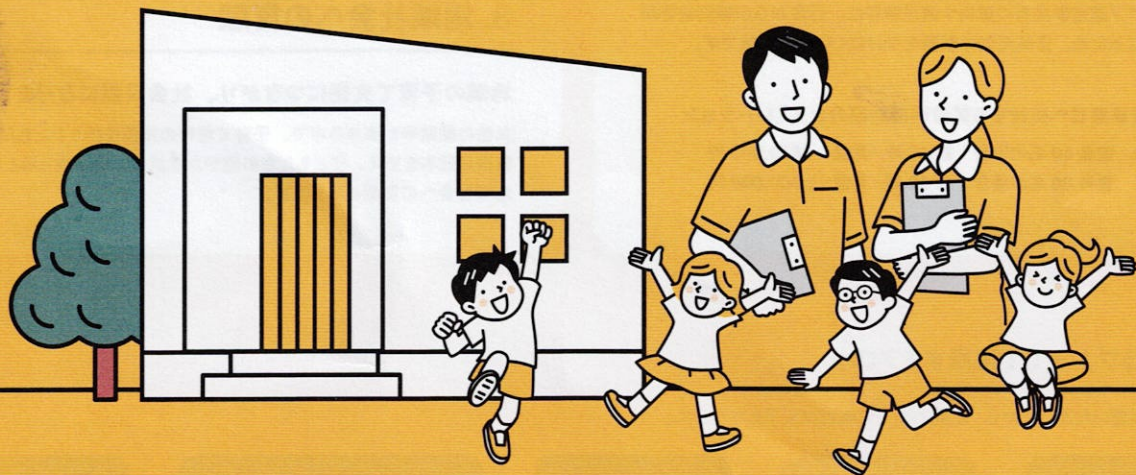


土地・建物を 「学童クラブ」に 活用しませんか



共働き世帯の増加等によって、小学校低学年児童の預け先である
「学童クラブ」のニーズが高まっています！ 今、資産活用するなら「学童クラブ」！

「学童クラブ」は
長期的な事業のため
収入も安定的



地域社会への貢献・
子育て支援で、街を
もっとイキイキと！



お電話でも、区役所窓口でも。お気軽にご相談ください！

※土地・建物を活用するには一定の条件があります。※提案された物件が全て活用されるわけではありません。

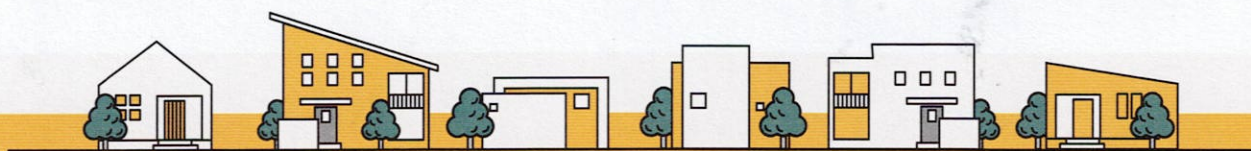
担当 世田谷区 子ども・若者部 児童課

世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口（住所：世田谷区世田谷4-21-27）

Tel. 03-5432-2493

世田谷区 Web サイト 学童クラブへの活用についてのページ
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02247/21976.html>





学童クラブ活用のメリット

世田谷区では「学童クラブ」があと 20 件ほど足りていません。

世田谷区の子どもたちの為、安定した土地活用として「学童クラブ」を検討しませんか？

1. 長期的な事業で、収入も安定的

貸付期間が 10 年以上での物件等をご提案いただきます。
(土地 23 年/建物 10 年)

長期にわたる安定的な資産活用になります。
空室リスク等が回避されることで安定的な収入が見込めます。
※貸付期間を区が保証するものではありません。

福祉事業であるため、行政からの補助金等が財源となります。

学童クラブ運営事業者の賃料や運営費等は、行政からの補助金等が財源となるため、景気変動の影響を受けにくいのが特徴です。

運営事業者へ交付する賃借料補助額のシュミレーション

例① 定員 40 名の場合：約 40 坪/月額 650,000 円

例② 定員 80 名の場合：約 60 坪/月額 1,000,000 円

2. 学童クラブへの転用に向けた支援

土地・建物情報をご相談いただきましたら、世田谷区に登録している学童クラブや保育園運営事業者とのマッチングのお手伝いをいたします。



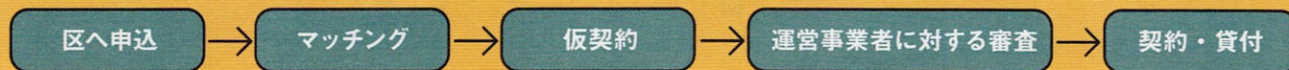
3. 地域社会への貢献

地域の子育て支援につながり、社会貢献になります。

女性の就業率が高まる中で、子育て世帯の支援を行うとともに、将来の日本を支え、子どもたちの健やかな成長に寄り添う場となり、地域社会への貢献となります。

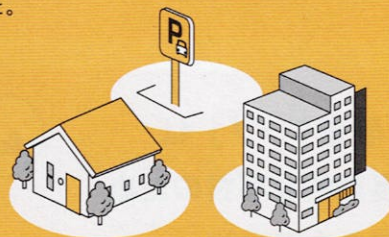
「学童クラブ」として活用するフロー

実際にご相談いただいてから、ご契約までの流れは以下となります。



土地・建物を活用する要件は、以下のようなものがあります。

- ・ 土地・建物定員 40 名～ 80 名の放課後児童クラブを整備することができる面積の土地・建物であること。
(建物延床面積目安：3.3㎡以上/定員1人)
- ・ 避難経路が2つ以上確保できること。
- ・ 施設種別・用途地域などに応じた耐火性能を有すること。
- ・ ユニバーサル推進条例等各種条例の協議を経る必要があること。
- ・ 昭和 56 年 1 月 1 日以降に建築確認を受けており、原則として検査済証があること。
- ・ 近隣施設の整備の状況により、学童クラブに活用できない場合があること。
- ・ 学童クラブ整備のニーズがある地域であること。
- ・ その他の要件や最新情報について、詳しくはお問い合わせ又はホームページにてご確認ください。



お電話でも、区役所窓口でも。お気軽にご相談ください！

※土地・建物を活用するには一定の条件があります。※提案された物件が全て活用されるわけではありません。

担当 世田谷区 子ども・若者部 児童課

世田谷区役所第2庁舎2階20番窓口（住所：世田谷区世田谷 4-21-27）

Tel. 03-5432-2493

世田谷区 Web サイト 学童クラブへの活用についてのページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02247/21976.html>

